

令和8年度社会福祉法人 三彩の里 事業計画

《基本方針》

昨年来の物価高騰や円安、最低賃金の上昇などの急激な変化は、就労継続支援事業の経営に大きな影響を与え、A型事業の廃止、縮小、B型への移行など、利用者にも不安を与えています。また地方においては特別支援学校からの希望者減少等もあり、大きな転換期を迎えようとしています。

利用者及びそのご家族が地域社会で安心して暮らせる環境づくりを目指し、関係自治体・地域団体との連携を一層推進し、行政機関、医療・福祉・地域コミュニティーなど多様なパートナーと連携し、情報共有や研修の充実を目指して、支援の質の向上を目指します。

共生する社会の実現に向け、障害者を、「必要な支援を受けながら、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、自らの能力を発揮し、自己実現できるよう支援する」という基本計画の理念に基づき、三彩の里では今後の方向性を見定めながら、地域に根差した社会福祉法人として地域福祉の向上を目指すとともに、当法人ならではの社会貢献を目指し、利用者の人権尊重やコンプライアンス意識の向上を図り、虐待及び事故防止・ハラスメント防止に努め、安心・安全、地域移行、地域福祉の推進、工賃向上、職員の資質向上を目指し以下の事業を実施して行きます。

1、 理事会の開催予定

開催年月日	場 所	主 要 議 案
令和8年5月	三彩の里会議室	令和7年度事業報告・収支決算報告に就いて
令和9年3月	三彩の里会議室	令和9年度収支予算書案承認に就いて

2、 評議員会の開催予定

開催年月日	場 所	主 要 議 案
令和8年6月	三彩の里会議室	令和7年度事業報告・収支決算報告に就いて

3、 監事監査の実施予定

実施年月	場 所	監 査 担 当 者	備 考
令和8年5月	三彩の里会議室	朝 長 靖 彦	処遇・サービス
		今 里 和 弘	財務諸表

4、 長崎県福祉保健部監査指導課、大村市福祉サービス適正室による指導監査の実施

5、 施設の指導・管理

- (1) 生活介護事業：生活の質の向上、
- (2) 就労継続支援事業B型：工賃向上計画、生産性向上と ICT 化の促進
- (3) 施設入所支援の充実を図る
- (4) 共同生活援助事業：GH ぱびるすの支援、環境整備
- (5) 利用契約書、重要事項説明書、サービス利用説明書、個別支援計画書策定
- (6) 感染症に係る対応、口腔衛生管理
- (7) 防犯対策：防犯訓練、監視カメラ、監視モニターの設置
- (8) 避難訓練：火災、自然災害、地震等の訓練
- (9) 地域交流：情報収集・各機関、団体との相互利用・イベント参加、陶芸教室等
- (10) ハラスメント防止：対策、研修
- (11) 苦情解決・虐待防止：虐待防止委員会の設置、身体拘束等の適正化の推進
- (12) 人材育成：エンパワメントの向上・オンラインによる会議、研修会への参加・内部研修

6、 各種委員会・会議

- ① 工賃評価委員会
- ② 広報誌“sansai”編集委員会
- ③ 感染症対策衛生委員会
- ④ 虐待防止身体拘束適正化委員会
- ⑤ サービス向上検討委員会
- ⑥ 5S 委員会
- ⑦ 地域連携推進会議
- ⑧ 生活支援会議
- ⑨ 就労支援会議
- ⑩ 入所支援会議

令和 8 年度就労継続支援 B 型事業計画

就労継続支援 B 型事業では、工賃向上に繋がる指導のほか、販売や社会訓練等を通して地域との交流を行い、就労に限らず生活面等を含めた総合的な向上を目指した支援を行う。

また、工賃向上計画においては、各課で目標工賃を設定（下記参照）した為、達成できるよう取り組んでいく。

目標工賃の支給を達成するには、売上向上・利益確保が重要である為、商品価格の見直しや生産性の向上など行っていく。

基本方針

利用者のニーズを基本とした長短期目標や目標工賃を個別支援計画書に盛り込み、個別支援計画書に沿った支援を行います。

また、工賃向上計画達成に向け、利用者の技術や売上向上を目指していく。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
就労継続支援 B 型	23,689 円	25,116 円	見込み 32,193 円	予定 34,013 円
陶芸課	21,524 円	24,839 円	見込み 33,731 円	予定 42,723 円
食品加工課	23,039 円	23,862 円	見込み 29,498 円	予定 37,831 円
軽作業課	24,689 円	25,792 円	見込み 32,282 円	予定 39,914 円

※R8.2.24 入力済み

就労継続支援 B 型事業 年間予定表（2026 年度）

月 日	販売名・行事名	場 所	特 徴
5 月上旬	三彩の里陶器まつり	三彩の里	陶器を中心とした販売
5 月下旬	陶器まつりお疲れ様会	スタミナ太郎	陶器まつりを労うお食事会
5 月下旬	チャレンジデー	三彩の里	住民の健康づくりや町の活性化を目的としたイベント
7 月下旬	避難訓練(自主訓練)	三彩の里	災害への意識付けと訓練を行う
8 月上旬	三彩の里納涼祭	三彩の里	地域交流を目的としたお食事会
9 月 1 日	防災の日	三彩の里	災害に関する動画鑑賞・非常食を食べることにより防災意識向上を図る
10 月上旬	三彩の里彩フェスタ	三彩の里	地域交流を目的とした施設イベント

11月下旬	合同避難訓練	三彩の里	サムコテクシブと連携しての避難訓練を実施する
12月中旬	利用者忘年会	施設外	
1月下旬	地震想定避難訓練	三彩の里	BCP に従った避難訓練を実施する
2月初旬	初午祈願	昊天宮	昊天宮にて1年の安泰を祈願する



※令和7年度の行事写真

【課別事業計画】

陶芸課 利用者5人

○陶器製造

陶器の製造に関しては、これからも時代のニーズに合わせた製品の提案、利用者1人ひとりの個性を尊重し、その魅力を生かした製品の開発、お客様に喜んでもらえる製品作りに取り組んでいく。

○長崎三彩

主力商品である“長崎三彩”の魅力を広く発信することで行政関係を中心に贈答品や記念品としてこれからも選んでいただけるように安定した受注製造の確保、年末に行う干支の置物の販売にも継続して注力し、売上の向上に努めていく。

○外部出店

外部への出店に関しては定期的に行われる販売会以外への参加も積極的に行うことで販路の拡大・売上の向上を目指す。(イベントの内容・時期・客層など情報の収集も行う)

○陶芸教室

施設内の陶芸教室で使用する場所のレイアウトを大きく変更し、これまでよりも多くのお客様が利用して頂けるようにする事で(※一度の最大収容人数約 60 名)団体客の申し込みにも幅広く対応していく。材料費や光熱費の高騰に伴い価格の改定も定期的実施。これからも陶芸教室をご利用のお客様には陶芸文化の振興と障害者福祉への理解を目的としながら活動の継続を行う。

○作業面

作業面では、利用者一人一人の作業内容見直し、障害に合わせた支援を改めて職員と利用者と一緒に考え、より品質の高い商品が製造できるよう指導・支援を行い工賃アップへと繋げていく。

○新規事業

大村市新庁舎(庁舎棟)タイル工事

2029 年度併用開始予定の大村市新庁舎で使用される内装タイル(三彩焼を用いた陶板)を 2026 年 10 月着工(工事期間は 2 年の予定)に合わせて受注・生産の予定。

陶芸課として大きなプロジェクトとなるため事前の準備も含め力を入れて取り組んでいく。

【課題】

- ① 利用者の高齢化による作業率の低下、人数の減少について
- ② 委託先・販売経路等の維持、拡大について
- ③ イベント・外部出店における売上の向上について

【課題に対しての計画】

- ① 1 人ひとりに合わせた作業工程の見直しを行う。また加齢に伴う障害度合いの変化や体力の変化に合わせた作業環境の工夫や改善を行い、これからも作業(訓練)技術の維持と向上を目指す。実習生の受け入れにも積極的に力を入れて取り組み新しい利用者の確保にも努めていく。
- ② 課内でも専門の担当職員を配置し委託先への訪問回数を増やし定期的に商品の入れ替えを行う。また、販売スペースの見直し、委託先との交渉などを行うことで、維持・拡大につなげていく。
- ③ これまで以上に SNS (主に施設 HP・インスタグラム)での定期的な発信を強化。出店の前後などには必ず告知を行うことで売上の向上につなげていく。

食品加工課(パン工房 BONNE・カフェボンヌ・ターンマーク) 利用者 6 人

(パン工房 BONNE)

パン工房の安定的な運営と利用者の持続的成長を目的とし、原材料高騰への対策、工賃向上の実現、利用者の技術向上を柱に事業を推進していく。

原材料対策としては、仕入れ先の見直しやロス削減、価格転嫁の検討を行い、収益構造を改善する。工賃向上については、生産性向上と付加価値商品の開発により収益増を図り、段階的な引き上

げを目指します。また、併せて利用者の技術向上では、製造工程の細分化を行い、利用者の出来る作業を増やし、品質の安定と作業効率を高めていく。

他、地域イベントにも積極的に参加し、地域との関係を深めながら信頼されるパン工房を確立する。

【課題に対しての計画】

現在の課題	1. 原材料高騰への対策 2. 工賃向上の実現 3. 利用者の技術向上
1に対する計画	原材料・原価率を算出し、現在の価格設定が適正なのか見直し、原材料率が高い商品については、商品内容や価格改定を行う。
2に対する計画	工賃向上を目指す上で、収益向上が必須であり、その為には利益を出せる商品づくりやロスの削減、取引先など販路拡大を行う。
3に対する計画	「できること（技能）」を見える化し、個別支援計画書に反映させる。また、作業を細分化して出来ることを増やし、利用者に成功体験を積み重ねられるよう指導していく。



(カフェボンヌ)

カフェボンヌでは、パン販売を主に行っているが、来客者数が伸び悩む現状を踏まえ、令和8年からは、お客様にカフェボンヌを知って貰うことを月1回焼きたてパンの販売を行っている。

今年度は、引き続き集客を追うのではなく、提供商品やカフェボンヌをどのように運営していくかなどの運営形態を検討し、安定した収益確保と工賃向上に繋げていく。

(軽食ターンマーク)

来年度も原材料費高騰への対策として、原価を抑えた「アジフライ定食」や「天ぷら定食」等を

継続的に導入し、原価率の低減に努めます。平日の集客対策としては、日替わり定食の提供を通じて新規顧客の獲得を目指します。また、小鉢の自家製化により調理の幅が広がったことを活かし、魅力あるメニュー展開を図ります。

利用者支援においては、個別支援計画の目標達成に向け、作業工程を細分化することで「できる作業」を増やし、工賃向上に繋げてまいります。

軽作業課 利用者15人

令和7年度は7名の利用者の工賃アップを達成することができた。Hランク以下の利用者が4名いることから、1ランクアップを達成できるよう計画を見直して支援を行っていく。物価高騰から清掃用品や洗剤等の消耗品の価格も上がってきていることから経費削減に努める。

大村市委託の清掃業務も契約予定となっていることから利用者の清掃技術の向上と、利用されるお客様が気持ちよく過ごして頂けるよう取り組む。また洗剤等の新たな清掃用品の導入、作業の効率化ができるよう改善に努める。共同受注センターからの作業依頼に対しても積極的に受け、売上げ向上を目指す。施設内の作業の内容が、しめじキャップの洗浄作業、野菜の受託加工作業、みかん作業のみとなってしまうっており、施設内で作業に取り組んでいる利用者を取り残されている状況にある為、作業内容の見直しを行っていく。

① 現在の課題点について

施設内ではしめじキャップの洗浄作業や野菜の受託加工作業が主な業務となっており、施設内作業中心の利用者の工賃が低い状況が続いている。昨年度はチラシの封入作業の受注があり実施したが、継続的な依頼には至らなかった。清掃作業先についても複合ビル清掃のみとなっている。

② 課題に対する計画について

施設外作業の多忙により木工製品への新規取り組みは実行に移せなかったので実行する。清掃作業も現在行っている複合ビル清掃以外にも広げられるよう営業していく。

委託先（委託販売）：鈴田峠農園・おおむら夢ファームシュシュ・大村市観光案内所

あさちゃんの店・街角のふれあいショップ・バイソン

産直かやぜ・産直市場大きな新鮮村、産直松吉

下請け業務（受託加工）：県央青果（株）・長崎きのこ・大洋食品（株）

施設外作業（契約清掃先）：中心市街地複合ビル・ハイテク記念公園

鎮西学院大学大村サテライトキャンパス

施設外作業（除草作業等）：環境保健研究センター・長崎県障害者共同受注センター

棕の木ハイツ、大村市環境センター、第二ハイテクパーク

オフィスパーク



【保健衛生・生活面】

職員間・委託医、医療機関との情報交換や共有を行い、早期発見・早期対処に努めていく。また、必要な利用者には服薬管理や定期的な体重測定・血圧測定、のじま歯科往診による治療・ブラッシング指導等を実施。その他、健康診断を年2回行い、健康維持に努めていく。

感染症対策として、マスク着用・手洗い・うがいの励行・予防接種を行い継続した感染症対策を行っていく。

生活面については、施設行事や（支援が必要な利用者に対して）買い物訓練の実施を行い、生活が充実するよう努めていく。

【給食について】

給食委託業務を行っているみらいフードサービス株式会社とは、月1回給食会議を実施し、情報共有や改善を行っていく。

また、嗜好調査や（通所者については）残食表記入により利用者の食事に関する管理・改善を行っていく。

令和8年度 生活介護事業計画

<基本方針>

食事や入浴・排泄などの日常動作が困難な利用者に対して、その利用者に寄り添い、ニーズに合った必要な介助を行う。また、リハビリ訓練や生産活動、創作活動の機会を提供し、余暇活動の充実に結び付くよう支援を行う。

[生活支援について]

1. 個別ニーズに応じた日常生活支援について

- ① 必要に応じてアセスメントを行い、サービス管理責任者を主体に利用者本人も参加する個別支援会議を開き支援計画の立案・支援及び支援状況の評価・検討を行う。
- ② 相談支援事業所と連携し迅速な対応を行う。
- ③ 利用者個別のニーズに応じた移動支援や入浴介助等の支援を行う。

2. 機能回復訓練について

- ① 理学療法士(外部委託)によりリハビリテーション・プログラムを作成し、実施する。
- ② 季節ごとのイベント(豆まき、バレンタイン、節句、七夕、クリスマス)での菓子作りや準備・飾り作り等も指先のリハビリも兼ねて実施する。

3. 介護支援について

- ① 利用者のニーズに応じた個別の介護支援を実施する。
- ② サービス管理責任者を主体に支援状況の評価及び検討会議を行い、利用者のニーズに合うよう改善する。
- ③ 介護についての施設内研修、施設外での専門研修を実施し、基本技術・知識の向上に努める。

4. 社会資源の活用、余暇活動について

- ① 季節毎のイベント外食会を実施していく。
- ② カラオケや映画鑑賞を行う。
- ③ 外出困難者の定期的な外出支援を実施する。
- ④ 毎月一回、外出で散髪支援を実施する。

[保健衛生面]

1. 日常の健康管理・

- ・ 健康状態の細やかな観察に努め、疾病の早期発見・早期対応に努める。
嘱託医および定期受診先への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努める。
- ・ 降圧剤を服用中の利用者に対しては随時血圧測定を行ない、受診先の医療機関との連携し、血圧コントロールに努める。
- ・ 糖尿病で内服治療を行っている利用者の状態観察を行い、低血糖・高血糖に注意し受診先の医療機関との連携を取り、食事関係は調理員と連携を取り安定した生活ができる様に努める。
- ・ 服薬管理については、本人の確認・薬袋の名前の確認・服薬時間の確認を実施し、セットは看護師が行い、夜勤者1名で二重チェックを行う。土日祭日には日直者に同じ確認を実施してもらえるように伝える。
- ・ 月1回の体重測定を実施する、BMIを出し支援員、調理員とともに検討する。
- ・ 40歳以上の利用者は月に一度血圧測定を行う。高血圧の利用者は週に一度、または毎日測定する。
- ・ 歯科往診によるブラッシング指導及び、定期検診を実施する。ブラッシングが十分出来ない利用者には休み時間やリハビリの時間を利用して、ブラッシング支援を行う。市や県を交えての職員間の知識の向上を行う。
- ・ 皮膚科往診及び受診を行い、処方された軟膏で処置を行い、付き添いで処置の指導を行う。

2. 定期健康診断

年2回の定期健康診断を実施し健康管理に務める。

一回目（問診、血圧、胸部レントゲン、40歳以上は採血、検尿）

二回目（問診、血圧、検尿、身長、体重）

3. 感染症等の予防対策

- ・ コロナウイルス感染症の対策として、基本的な（マスク着用、手指消毒、密を避ける、定期的な換気）を実施する。
- ・ 感染症対策委員会を交え、職員の行動管理、健康管理の徹底（毎日の検温、風邪症状は無いか）実施及び観察を行う。
- ・ 陽性者発生時に備えた事前の感染区域、シミュレーション等を行っておく。
- ・ 必要物品の管理（マスク、手袋、フェイスシールド、消毒液）等の在庫管理。
陽性者発生時の事業所内体制の確認（指揮命令系、連絡体制、情報提供体制）。陽性者発生時に備えた、嘱託医、協力医、かかりつけ医等の調整。
- ・ 食中毒やインフルエンザ対策としては、手洗いやうがいの励行及び手指消毒の徹底に努める。又、インフルエンザに対しては予防接種を実施する。
- ・ 情報を収集し適宜職員・利用者に向けて周知させる。
- ・ 施設内で発生した場合は速やかに医療機関と連携、必要に応じて保健所に指

示を仰ぐ。

4. 転倒防止について

- ・ 「ヒヤリ・ハット」事例を検証し事故の未然防止に努める。
- ・ 環境整備を行い、廊下の水濡れなどがないように努める。

5. 居室衛生管理について

- ・ 定期的に居室チェックを行い、指導及び環境整備に努める。
- ・ 半年に1回程度、殺虫剤を使い居室内の害虫駆除を行う。

6. 健康講座など利用者むけに行う。

- ・ 虫歯予防のためのブラッシング支援を行う、月に1回の野島歯科受診時に医師、歯科衛生士に指導を仰ぐ。

[その他]

1. 作業訓練について

午前中は各課（軽作業、陶芸課、食品加工課）にて、機能訓練を兼ねた、創作活動や生産活動を提供する。

2. 虐待対策について

虐待対策・防止について施設内研修を実施する。利用者とのコミュニケーションをとり、相互に理解し信頼関係深めることに努める。常に利用者及び家族からの苦情・要望等を傾聴し速やかに対応する。

3. 苦情解決について

常に利用者（家族含む）からの意見・要望等を傾聴し、迅速な対応する。利用者（家族含む）から苦情等の訴えが出された場合も速やかに対応する。

【生活介護 主な年間行事予定表】

月	主な行事	月	主な行事
4月	花見（桜）	10月	彩フェスタ
5月	陶器まつり 陶器まつり打上げ食事会	11月	紅葉見学・食事会
6月	菖蒲見学・食事会	12月	クリスマス（飾り付け等） 利用者忘年会、餅つき
7月	七夕会（飾り付け等）・健診	1月	成人 還暦祝い・健診
8月	納涼祭	2月	初午祈願・節分（豆まき） バレンタイン
9月	防災の日	3月	居室替え・雛祭り・ホワイトデー

令和8年度 施設入所支援事業計画

〈基本方針〉

令和8年度は、利用者のニーズに沿った個別支援サービスを充実し生活の質を向上させるため、利用者やその家族の思いに傾聴するよう努める。また、関係機関と提携し迅速な対応が遂行できるように取り組む。

[生活面]

1. 生活支援について

・ 個別支援サービスの充実

サービス管理責任者を主体にし、利用者個々の希望に応じた個別支援計画書を作成する。サービス管理責任者を主体に必要な応じて利用者自身が参加するケア会議・サービス利用担当者会議を実施し、個別ニーズに沿った個別支援サービスを提供する。

2. 相談支援について

・ 個別面談を実施し、生活状況を把握する。

安心・安全な施設生活を送れる様、傾聴の姿勢を忘れず利用者の話を真摯に受け止め迅速に対応する。

3. 介護支援について

・ 個別ニーズに沿った介護支援

サービス管理責任者を主体に、個別ニーズに応じた介護支援を行う。支援状況の評価及び検討会議を実施する。

4. 介護サービスの充実について

・ 利用者個々に合った適切な介護サービスを提供する。

・ 介護についての施設内研修を実施し、基本技術や知識の向上並びに

・ 利用者の日常生活動作に応じた介護サービスを行う。

・ 理学療法士(外部委託)により個別ニーズに沿ったリハビリテーションプログラムを作成し実施する。

[保健衛生面]

1. 日常の健康管理

・ 健康状態の細やかな観察に努め、疾病の早期発見・早期対応に努める。

嘱託医および定期受診先への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努める。

・ 降圧剤を服用中の利用者に対しては随時血圧測定を行ない、受診先の医療機関との連携し、血圧コントロールに努める。

・ 糖尿病で内服治療を行っている利用者の状態観察を行い、低血糖・高血糖に注意し受診先の医療機関との連携を取り、食事関係は調理員と連携を取り安定した生活ができる様に努め

る。

- ・ 服薬管理については、本人の確認・薬袋の名前の確認・服薬時間の確認を実施し、セットは看護師が行い、夜勤者 1 名で二重チェックを行う。土日祭日には日直者に同じ確認を実施してもらえるように伝える。
- ・ 月 1 回の体重測定を実施する、BMI を出し支援員、調理員とともに検討する。
- ・ 40 歳以上の利用者は月に一度血圧測定を行う。高血圧の利用者は週に一度、または毎日測定する。
- ・ 歯科往診によるブラッシング指導及び、定期検診を実施する。ブラッシングが十分出来ない利用者には休み時間やリハビリの時間を利用して、ブラッシング支援を行う。市や県を交えての職員間の知識の向上を行う。
- ・ 皮膚科往診及び受診を行い、処方された軟膏で処置を行い、付き添いで処置の指導を行う。

2. 定期健康診断

年 2 回の定期健康診断を実施し健康管理に務める。

1 回目（問診、血圧、胸部レントゲン、40 歳以上は採血、検尿）

2 回目（問診、血圧、検尿、身長、体重）

3. 感染症等の予防対策

- ・ コロナウイルス感染症の対策として、基本的な（マスク着用、手指消毒、密を避ける、定期的な換気）を実施する。
- ・ 感染症対策委員会を交え、職員の行動管理、健康管理の徹底（毎日の検温、風邪症状は無いか）実施及び観察を行う。
- ・ 陽性者発生時に備えた事前の感染区域、シミュレーション等を行っておく。
- ・ 必要物品の管理（マスク、手袋、フェイスシールド、消毒液）等の在庫管理。
陽性者発生時の事業所内体制の確認（指揮命令系、連絡体制、情報提供体制）。陽性者発生時に備えた、嘱託医、協力医、かかりつけ医等の調整。
- ・ 食中毒やインフルエンザ対策としては、手洗いやうがいの励行及び手指消毒の徹底に努める。又、インフルエンザに対しては予防接種を実施する。
- ・ 情報を収集し適宜職員・利用者に向けて周知させる。
- ・ 施設内で発生した場合は速やかに医療機関と連携、必要に応じて保健所に指示を仰ぐ。
- ・

4. 転倒防止について

- ・ 「ヒヤリ・ハット」事例を検証し事故の未然防止に努める。
- ・ 環境整備を行い、廊下の水濡れなどがないように努める。

5. 居室衛生管理について

- ・ 定期的に居室チェックを行い、指導及び環境整備に努める。
- ・ 半年に1回程度、殺虫剤を使い居室内の害虫駆除を行う。

6. 健康講座など利用者むけに行う

- ・ 虫歯予防のためのブラッシング支援を行う、月に 1 回の野島歯科受診時に医師、歯科衛生士に指導を仰ぐ。

[その他]

1. 虐待対策について

- ・ 虐待対策・防止について施設内研修を実施する。(年 1 回)
- ・ 利用者とのコミュニケーションに努め、相互に理解を深める。
- ・ 常に利用者及び家族からの苦情・要望等を傾聴し速やかに対応する。

2. 苦情解決について

- ・ 常に利用者(家族含む)からの意見・要望等を傾聴し、迅速に対応する。
- ・ 利用者(家族含む)から苦情等の訴えが出された場合は、苦情解決実施要綱に基づき速やかに対応する。

令和8年度 共同生活援助『ぱびるす』事業計画

（基本方針）

グループホーム「ぱびるす」は利用者の自立を目指し、家庭的な雰囲気のもと地域において共同して日常生活を営むことが出来るよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、利用者の生活の質の向上を図ることが出来るよう適切な支援を行う。

【サービス内容】

- (1) 支援計画作成については、適宜アセスメントを行い利用者のニーズに沿った日常生活を営むことが出来るような支援計画に努める。また、身体等の変化により入院等の支援を行う際、支援内容を支援計画書へ入れ込んでいく。
- (2) 支援計画に基づき、常に利用者の心身の状況を把握し、食事の準備・居室清掃や日中活動の為の送迎・余暇活動支援等必要に応じたサービスの提供に努める。

【行事について】

- (1) 同法人内の行事（陶器まつり・彩フェスタ・忘年会等）に参加や地域行事等への参加を促し交流を図り、人間関係の構築を図る。
- (2) 利用者の希望を取り入れながら企画・提供し（歓迎会・誕生会・忘年会等）利用者の生活の質の向上を図る。

【職員研修について】

- (1) 施設内外研修等に積極的に参加し、支援従業者（世話人）の資質向上を図る。
- (2) 月に一度、世話人会議等を実施し、利用者の情報の共有を行う。

【緊急時等における対応】

- (1) 従業者は支援実施中に利用者の身体状況に緊急事態等（病気・交通事故）が生じた際は、速やかに管理者への報告と主治医にも連絡し、通院・入院の対応をとる。

【非常災害対策について】

- (1) 法人内の災害対策に準拠し、避難訓練の実施等を遂行する。特に近年多発している自然災害対策（地震等）・防火対策におけるの周知徹底や避難訓練を実施していく。その際に、消火器の使用法、避難経路の確認・周知も行なっていく。
- (2) 非常災害時に設置されている備蓄用飲食物・懐中電灯・乾電池等の防災用品の点検と確認を行っていく。

【虐待対策について】

- (1) 虐待防止対策、身体拘束について法人内外の研修に参加し、職員としての心構え及び対応等について周知していく。
- (2) 利用者とのコミュニケーションに努め、相互に理解を深めるよう努める。常に利用者及び家族からの苦情・要望等を傾聴し速やかに対応していく。

【苦情解決について】

- (1) 常に利用者（家族含む）からの意見・要望等を傾聴し、迅速な対応に努めていく。
- (2) 利用者（家族含む）から苦情等の訴えが出された場合は、苦情解決実施要綱に基づき速やかな対応に努めていく。

【利用希望者の獲得について】

- (1) ぱびるすの入居者定員が4名となっているが、1名の空室の状態が続いている。相談支援事業所等と連絡を取り合い、新規利用者の獲得を目指す。